

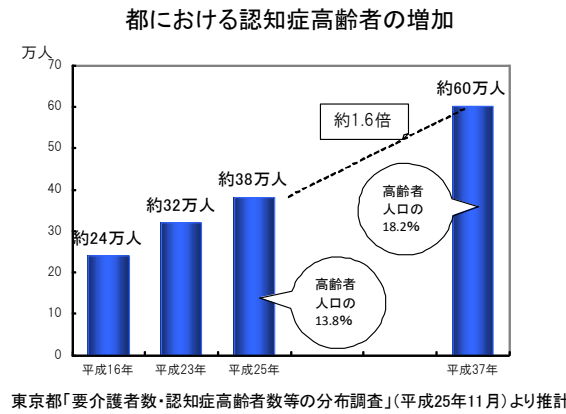
# 都における総合的な認知症施策の推進（案）

## 認知症高齢者の増加

○都における認知症高齢者（認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上）は 38 万人を超えており、平成 37 年には約 60 万人に達する見込み。

○認知症の人の約 6 割は居宅で生活  
○在宅高齢者の約 6 割は希望する高齢期の住まいについて、「在宅で暮らしたい」と回答

◎認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進し、認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けられる体制の構築を推進



## (参考)国の施策について

- 国は平成 37 年に認知症の人が約 700 万人前後(高齢者の約 5 人に 1 人)に達すると推計。
- 平成 24 年 9 月に「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」を策定
- 平成 27 年 1 月には「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を策定  
「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。」

○プランの目標(抜粋)

項目	数値目標
認知症疾患医療センターの指定	平成29年度までに500か所指定 (平成26年12月現在289か所)
認知症初期集中支援チームの設置	平成30年度には全区市町村実施
認知症地域支援推進員の配置	

※平成 26 年度予算 39 億円 ◆は新規事業、●は拡充事業、○は既存事業

## 総合的な認知症施策の推進(平成 27 年度予算案 41 億円)

○東京都認知症対策推進会議及び認知症医療部会において、中長期的な対策を検討(4 百万円)

### 地域連携の推進と専門医療の提供

#### 1. 認知症疾患医療センターの整備

●東京都認知症疾患医療センターの運営(地域拠点型 12 か所、地域連携型 41 か所、556 百万円)

認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等を実施する認知症疾患医療センターを島しょ地域を除く全区市町村に 1 か所ずつ設置して、地域の支援体制の構築を図る。

活動範囲	類型	主な役割
二次保健医療圏ごと	地域拠点型	地域の関係者向け研修会開催、認知症アウトリーチチームの設置 等
区市町村ごと	地域連携型	相談員による専門医療相談、鑑別診断、認知症医療・介護連携の推進 等

※地域拠点型は所在する区市の地域連携型の機能も兼ねる。

#### 2. 早期発見・診断・対応の推進

◆認知症支援コーディネーターの配置(259 百万円)

保健師等の医療職を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めることにより、地域の認知症対応力向上を図る。

●認知症普及啓発事業(区市町村包括補助・選択事業)

本人や家族が簡便に認知症の疑いを確認できる「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を掲載したパンフレットを配布する等、区市町村と連携して、様々な媒体を活用した普及啓発の充実を図る。



### 専門医療や介護、地域連携を支える人材の育成

◆認知症支援推進センターの設置(62 百万円)

認知症医療従事者等向け研修の拠点と位置付けている東京都健康長寿医療センターに認知症支援推進センターを設置し、医療従事者等に対する研修や島しょ地域への訪問研修等を実施。

◆かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施、認知症サポート医フォローアップ研修の実施

○病院勤務看護師、地域包括支援センター職員等向けの認知症対応力向上研修の実施

○認知症多職種協働研修の実施 ○認知症介護研修の実施(47 百万円)

### 地域での生活・家族の支援の強化

◆認知症行方不明者等の支援のための情報共有サイトの構築

区市町村が自ら行方不明高齢者等の情報を更新し、いつでも最新情報を閲覧できる、都独自の関係機関向けの情報共有サイトを構築し、認知症の人を地域で見守る取組を推進。

○区市町村における認知症の人を支える地域づくりへの支援(区市町村包括補助)

○東京都若年性認知症総合支援センターの運営(1 か所、24 百万円)

○若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業(区市町村包括補助・先駆的事业)

●認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業(区市町村包括補助・先駆的事业)

○高齢者権利擁護推進事業(26 百万円) ○認知症の予防・治療法の研究開発の支援

○認知症高齢者グループホームの整備(3,133 百万円)

整備目標数(2025 年度末)：定員 2 万人分 <2013 年度末 8,582 人分>  
地域支援事業に低所得者に対する家賃等の軽減を行う事業者への助成が位置付けられている。

○ケア付きすまい、都市型軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の整備